

令和 8 年 第 6 回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和 8 年 6 月 2 5 日（木） 午後 1 時 2 0 分～午後 3 時 4 5 分

2 開催場所 安中市役所中会議室 3

3 出席委員 （17 人）

出席者	1 番 井上 豊	2 番 佐藤 光司	3 番 須藤 克美
	4 番 須藤 房二	5 番 萩原 幹雄	6 番 岡部 雅彦
	7 番 柘植 正	8 番 眞砂 幸光	9 番 田中 錦也
	10 番 橋本 一男	11 番 猿谷 健一	12 番 田中 正明
	13 番 塩谷 幸生	14 番 宇佐美幸雄	15 番 金井 亮
	16 番 伏田 再子	17 番 丸山 征二	

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について (保留分)
日程第 4	議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について (保留分)
日程第 5	議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請審議について
日程第 7	議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について
日程第 8	議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	茂木 浩之	農業振興係長	遠間ゆかり
農地係長	中島 教馨	農地係	中嶋 圭
農業振興係	石川 智美		

会議の概要

議長 ただいまから令和 8 年第 6 回農業委員会総会を開会します。
出席委員は、17 名中 17 名で定足数に達しております。
日程第 1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、8番眞砂幸光委員・9番田中錦也委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。

令和8年5月25日開催の第5回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係1件、5条関係11件につきましては、令和8年6月16日付で許可書を交付いたしました。

令和8年度全国農業委員会会長大会が6月2日に東京都文京区の文京シビックホールで開催され、丸山会長が出席されました。

群馬県農業会議の第3回常設審議委員会が6月16日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席されました。

第11回群馬県農業会議通常総会が6月22日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席されました。

令和8年第2回安中市議会定例会が6月5日から6月19日の日程で開催されました。報告が5件、議案が8件提出され、議案の全てが採択されました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議について（保留分）を議題といたします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和8年6月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第3条（保留分）の申請は、議案書1ページの4件です。

受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

15番。

15番委員 15番です。今説明があったのですが、申請書を出し直したのですか。図面を訂正し直したのですか。

事務局 はい、そうです。図面をいただいた形になっております。

15番委員 訂正した図面をつけて、訂正した図面ですよ。

事務局 申請書に差し替えとして添付しております。

15番委員 この配列、ちゃんと確認したのですか。

事務局 事務局のほうで現地確認を行って、おおむねそれと一致しましたので、差し替えとしてつけさせていただきました。

15番委員 ああ、そうですか。ならいいですけどね。

そもそもですけども、こういった図書類が極めてルーズなのです。間違えているの。それで私もいろいろ調べたのですけども、安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例というのを随分、何十ページもコピーしてきたのですけども、要するにこの条例の流れというのが一番最初のページにあって、その次、いろいろ申請書類かなりのボリュームがあることは承知しているのですが、いろいろこう見て4ページ目に、今日案件が多いので、あまりここで時間取るのもちょっと心苦しいのですが、太陽光発電設備設置届と一緒に必要な図書の一覧ってかなりの量があるのですが、一体この図書類をどの部署がチェックしているのかということです。これ全部事務局がチェックするのは、ボリューム的に無理でしょう。おのおのの部署でチェックしてきているはずなのに、こういう間違った図書が入っているわけですよ。これを別の機会に市役所内で徹底してほしいと思うのです。こんなでたらめな図面が3年間も放置されていたわけですよ。だから、そのことをもうちょっと市役所内で、ここは農業委員会の事務局は直接市長の部署ではないですけども、部局ではないですけども、もう一度徹底してほしいなと思うのですけども、これはお願いです。

以上です。

事務局 先ほど15番委員さんからご指摘の太陽光条例の中身の審査についてということでご指摘があったかと思います。それぞれの部署で持ち回りで書類が回ってきて、各部署で該当するところを確認をしているかと思います。今後はまた15番委員さんがおっしゃるとおり、提出された書類の精査をよくして、よく確認をしてですね、主管している都市計画課長にもちょっとお話をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 よろしいですか。
ほかに意見はありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。
それでは、お諮りします。議案第 1 号については、審査班に審査を付託したい
と思います。
なお、これ以降審査班に付託する議案について、他の審査班との審査の必要が
生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、2 班に 3 番と 4 番の 2 件、3 班に 1 番と 2 番の 2 件、以上合
計 4 件を付託します。
次に、日程第 4、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について（保
留分）を議題といたします。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したか
ら審議のうえ議決願いたい。
令和 8 年 6 月 2 5 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。
議案第 2 号、農地法第 5 条（保留分）の申請は、議案書 2 ページの 2 件です。
受理した申請書は、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全
て満たすと考えます。
以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。
本案について意見のある方はお願いします。

委 員 なし。

議 長 それでは、お諮りします。議案第 2 号について、審査班に審査を付託したいと
思います。
2 班に 2 番の 1 件、3 班に 1 番の 1 件、以上合計 2 件を付託します。
次に、日程第 5、議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請審議につい
てを議題とします。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したか
ら審議のうえ議決願いたい。

令和8年6月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第3条の申請は、議案書3ページから5ページ記載の15件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

4番。

4番委員 4番です。農地法第3条申請の1番、〇〇の〇〇の基盤整備をされた土地で、田んぼでございます。それで、受け人になります〇〇っていう方、この人は1人で一応やっていますので、面積が大分やっているということで、まだ田植がいつ始まるのだから分からないような状態でした。昨年度も見えてはいましたが、この人は7月の末頃になって植えたというようなところがあります。もう終わっていますし、それなりの耕作はしていますから、問題はないと思います。ただ、1人でやっているものですから、大変かと思います。

以上です。

議長 ほかにありますか。

10番。

10番委員 10番です。農地法第3条の14番になるのですが、赤い斜線で引いてあるところの、赤い斜線の〇〇と〇〇ですか、これ全部になって境が全然分からないわけです。全部一枚になってしまっている。この斜線で見ると、境がどれが道路なのか全然分からない。長年これ耕作されないで休耕地だったのだけれども、今きれいに整地されて貸与できるようになっているのですが、このどこを境で、どこがどこだか全然分からない、行ってみたって。これ一枚になっている。この〇〇さんの隣から全部一枚になっている。このきれいになっているところ。境が全然分からない。

事務局 実際は一枚で利用していて、ほかの周辺農地に関しても、今回の譲受人の方が実際に借りて、耕作はこれから行うそうです。土地の境界が多分分からないような形で今あると思うのですけれども、ほかのところはその譲受人の方が借りるそうです。

10番委員 全部が一枚になっている。境も何もなく杭が打ってない。〇〇さんのところには赤い杭が打ってあって、あとは全然ないわけ。〇〇さんのほうから入れない

けれども、あの赤い鉄塔の〇〇の入り口の赤い鉄塔のほうから入れるけれども、あとは入れないのだけれども、この〇〇ですか、このほうはこのままではしょうがない、ちょっとまたおかしいようになっている。

事務局 〇〇のほうは、現地に行くと、もう畑ではなくて、現状多分竹林みたいになっているところだと思うのですよね。なので、ここ本当にやるのですかということで、申請人のほうには確認したのですけれども。

10番委員 この手前はちゃんときれいになっている。

事務局 そうですね。

10番委員 手前だと思うのだよ。

事務局 いや、多分奥の本当に林の中だと思うのです。

10番委員 その中のこれ斜線のところか。

事務局 はい。そこを本当にやるのですかということは確認したのですけれども。

10番委員 その手前はきれいになっているのだよね。

事務局 はい。きれいになっているし。

10番委員 そこの手前ではないかと思うのだけれども、どうもおかしいなというか。

事務局 奥っぽいところですね。なので、そこは確認したところ、申請人とすれば、これが先ほども台数すごく多いなんて言っていたと思うのですけれども。

10番委員 竹林の中なの。

事務局 だと思われるのですけれども、そこも自ら持っているユンボ等重機も持っているの、そこは開墾してやるということで。

10番委員 斜線であるところはきれいになっていないわけなのだよ。いや、つくらないところがきれいになっているわけ。

だから、どういうふうになっているのだから、ちっとも分からないわけだね、現地へ行って。〇〇さんのところからも全部きれいにしてあるわけ。そこはつくる、前もそうだったのだけれども、こんなでたらめなあれ書いてて、どこをどう見ていいのか私なんかちっとも分からないわけ。

議長 ちょっと待って。

事務局、ちょっと説明して。

事務局 お話にあった、まず山林のようなところなのですから、ここは我々もちょっと疑問に思いましたので、申請者のほうに確認したところ、自前でユンボとかお持ちみたいなのですから、ユンボで伐採して、そこで農業はするそうです。山林みたいなのですから、ユンボで伐採して、ちゃんとそ

こで農業はやるという意味は確認いたしました。

今回の申請地の周辺農地が一枚みたいな状況になっているということなのですが、そちらのほうも譲受人は既に借りておりまして、そちらのほうが今回の申請に出てこなかったのは、まだ相続が終わっていない農地ということで、申請に上がってこなかったものだと思います。

議 長 いいですか。

はい、どうぞ、10番。

10番委員 耕作することには問題はないのだけれども。

議 長 現状がひどいということですよ。だから、それに関しては事務局もあまりにも現況がひどいので、雑木が生えているので、本当にこれできるのですかって再三確認をして、本人は道具を持っているので、持ってきてやると。ただ、今年のキャベツの栽培が終わってからやるから、来年の春に向けてやりたいという説明を受けているので、取りあえず来年の春まで様子を見てください。

10番委員 はい、分かりました。

議 長 やる意思はあるそうです。でいいのだよね。

事務局 はい。

10番委員 きれいになっているところはやらないのだね。

議 長 そこもやるのだって。そこもやる。それを含めてこの辺り一帯をこの人が使うらしいです。

10番委員 はい、分かりました。

議 長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。議案第3号の農地法第3条の2番、ここは〇〇とほとんど隣接しているところなので、正式には〇〇になるのかな、梨とか桃の栽培が非常に多い地域なのですけれども、その中の一部の畑ということなのですが、所有権移転ということなので、引き続き譲受人が耕作するのだと思いますので、特に別に問題がないと思います。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第3号の農地法第3条、ちょっと2つに分けて話をします。

5番、6番、7番、8番、9番、この場所は契約の内容を見てもらうと分かる

のですけれども、全部所有権移転贈与となっております。この譲渡人の方がとてつもなく大きな財閥というか、大きなうちです。持っていた〇〇が2年ほど前に亡くなりまして、その後の土地の整理みたいなことに上がっています。この名前が挙がっている方が、7番、8番、9番と5番の方は、この土地の隣接するところに自分で持っているところですので、譲渡人が譲受人にここをお願いしますよということで、多分くっつけて贈与したというところで、特に問題はないです。

6番ですけれども、これは皆さんご存じのとおり、〇〇の方が、これは〇〇の人ですので、この人が場所は今〇〇が〇〇を作った、昔の〇〇の入っていく左、川の奥の土地、そこのところを買ったと。売買するということですので、この〇〇の方も、同じ〇〇の人ですので、特に問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。農地法第3条申請の11番と15番です。

11番については、〇〇のほうの畑と〇〇の〇〇というところの畑のほうなのですが、ほとんど耕作放棄地状態で、周りはほとんど耕作されておられません。これで耕作してくれば少しは対策になるかなというところであります。ほかにも近くでサツマイモの栽培を結構大規模にやっておりますので、特に問題はないと思います。

それと15番、15番は〇〇の〇〇なのですが、〇〇の〇〇というところに1軒古民家というか、譲受人が買いまして、その並びで畑を欲しいよということで、譲渡人が譲り渡ししたわけですが、ただ譲受人が〇〇の在住なので、問題はないのだなというところがあるのですが、ただ畑の並びに自宅というか宅地、宅地というか、古い家を買いて、そこを拠点にしたいということらしいので、ちょっと様子を見てということにはなるのですが、耕作をしていただけるような話らしいです。大丈夫だと思いますので、よろしくお願いをいたします。

議 長 9番。

9番委員 9番です。議案第3号、農地法第3条の10番と、今お話がありました11番が〇〇の地域に含まれていますので、少し意見を述べさせていただきたいと思

います。

まず、10番です。申請地は受け人の住宅のすぐ西隣で、周辺は耕作放棄地が多いところなのですけれども、うちのすぐ西側でビニールハウスが建っていて、その奥に広く畑があります。この畑の中で動物よけの柵があるところとないところとあるのですが、どう考えても動物よけだと思うのですけれども、それで今回は住宅と太陽光発電とかいろいろあるところで管理していただけるというのであれば、〇〇の地域としては非常によいことだと思いますので、そう思います。

次、11番のほうなのですけれども、〇〇の上の4件です。現地確認に行ったのですけれども、全てサツマイモがきれいに植えられています。全面マルチがしてあって、適切な管理がされておりますので、非常によろしいと思います。審議の参考としてください。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。農地法第3条の3番と4番ですね。ここは更新の申請ですね、太陽光の。それで見てきたのですが、ブルーベリーが植わっています。3年目、今年で4年目になるのですか。いずれにしても小さい、あんなものかなと思って、実はついています。ただし、草刈りが不十分で、ブルーベリーの高さで草が大体同じぐらいということで、いずれにしても草刈りが不十分だなと思って見てきました。

それで、相変わらずこの図面が間違っているというか、図面ではなくて、足し算が間違っているのですよ、これ。このどうしても数値があると、私チェックしたくなるのですけれども、土地利用項目の積算根拠、真ん中の下に書いてあるのですけれども、いろいろ何か訂正したりなんかして、結局合計が0.713平米ですか、という足し算なのですが、どうも足し算していくと、0.686なのですね。数値のことだから、違うか違うということですね。足し算をもう一度やり直して、図面を差し替えしてもらえれば、これは私はいいと思うのですが、いずれにしてもこの図書類の図面がすべからずここはルーズです。農業委員会に提出するその申請書類の、極めてルーズ。

それとあと、右横の離隔面積B、これの説明も不十分です。遮光率A分のAプラスBイコールなになにとは、全然何の計算なのかということで、もうちょっと載せるのだったらちゃんと説明、誰が見ても分かるようなことを書いてもら

いたいなと思うのですけれども、この式そのものは、何で%になるのかよく分からないのだけれども、いずれにしてもこの辺をもうちょっと丁寧に、どなたが見ても分かるような図書に差し替えてほしいと。このことで来月まで延ばすことはナンセンスなのですよ、こんなことで。だから、差し替えてもらいたいということでもいいと思うのですけれども、以上です。

議 長 事務局。

事務局 分かりました。事業者のほうには連絡を取って、図面の差し替えを依頼したいと思います。

議 長 ほかにありますか。

1 番。

1 番委員 1 番です。議案第 3 号、農地法第 3 条関係の 1 2 番と 1 3 番です。現状は田んぼなののですけれども、畑として使いたいということで、この 1 2 番、1 3 番、4 筆あるのですけれども、隣同士で近い同士で見ても大丈夫だと思うのですけれども、現状は〇〇の〇〇の西側ののり面の下で、もうこれで次に農地法第 5 条で 1 件申請がでるのですけれども、農地がもうなくなるところでございます。ほかに農地がございせんので、問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 3 号については、審査班に審査を付託したいと思います。

1 班に 6 番から 1 0 番の 5 件、2 班に 1 番から 5 番の 5 件、3 班に 1 1 番から 1 5 番の 5 件、以上合計 1 5 件を付託します。

次に、日程第 6、議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 6 月 1 8 日に実施された申請面積 1, 0 0 0 平米以上、営農型太陽光申請に係る第 4 条申請 1 件の現地調査結果につきましては、現地を確認した結果、育成状態等の確認のため、申請者に内容の説明をお願いして、本日お呼びしており

ます。その旨ご報告いたします。

議案第４号、農地法第４条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和８年６月２５日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第４号、農地法第４条の申請は、議案書６ページ記載の４件です。受理した申請書は、農地法第４条第６号各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしく願います。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方は願います。

８番。

８番委員 ８番です。議案第４号の農地法第４条の２番になります。この場所は、〇〇の道路を挟んで南側の土地になります。このうち〇〇がいらっしゃるのですけれども、施設へ入ってしまったということで、この申請者の人が土地を売却ということで考えているようです。その始末書が添付されておりまして、特にほかのところに害を与えるようなところ、邪魔になるようなところでないと思いますので、ご了承お願いいたしたいと思います。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

９番。

９番委員 ９番です。議案第４号、農地法第４条の３番です。こちらは現地確認をしたところ、竹がすごく生えていまして、もう畑とは言えない、山のような状態になっております。それで、顛末書も添付されておりますので、致し方ないかなと考えます。審議の参考にしてください。願います。

議 長 ほかにありますか。

１４番。

１４番委員 １４番です。農地法第４条の申請の４番になります。申請の理由のところに書いてありますが、道路拡張で用地買収をされまして、そこで畑がかかっていまして、ちょこっと１．３平米です、残って、畑ということになっていますが、除外してもらいたいということなので、特に問題はないと思います。

議 長 ほかにありますか。

１７番委員 なければ、１７番から。

議案第4号の農地法第4条の1番の案件になります。こちらは、先ほど事務局が説明したように、櫛が栽培されているのですが、ところどころ枯れてしまったり、定植していないところがあったりして、改善のための計画書が提出されているのですが、その期日が今日ということだったものですから、本日呼び出しをしておりますので、業者さんから話を聞いて、審議の参考にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。
それでは、お諮りします。議案第4号については、審査班に審査を付託したいと思います。

1班に1番と2番の2件、2班に3番の1件、3班に4番の1件を付託します。
次に、日程第7、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案のうち、番号12番は2番委員が譲渡人となっているため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、番号12番を案件1、番号1番から11番、13番から29番を案件2として、2回に分けて審議を行います。

初めに、案件1、番号12番について審議に入りますが、本件は2番委員が譲渡人となっているため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、2番委員の退室を求めます。

(2番委員退場)

議長 それでは、案件1について事務局の説明を求めます。

事務局 6月18日に実施された現地調査につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告いたします。

議案第5号 案件1、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和8年6月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第5号、農地法第5条案件1の申請は、議案書8ページ記載の1件です。
受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

案件1について意見のある方はお願いします。

1 番。

1 番委員 1 番です。農地法第 5 条関係の 1 2 番ですが、先日現地調査をしてまいりましたけれども、特に問題はないと、皆さんもそういうご意見でございますので、よろしくお願いします。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

議案第 5 号案件 1、番号 1 2 番については、審査班に審査を付託したいと思います。2 班に 1 2 番の 1 件、以上合計 1 件を付託します。

ここで 2 番委員の議事参与を認め、入室を許可します。

（2 番委員入場）

議 長 次に、案件 2 を議題とします。

番号 1 番から 1 1 番、1 3 番から 2 9 番について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 6 月 1 8 日に実施された申請面積 1, 0 0 0 平米以上もしくは営農型太陽光の申請に係る 5 条申請、案件 1 を除く 1 3 件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告いたします。

議案第 5 号 案件 2、農地法第 5 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和 8 年 6 月 2 5 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第 5 号、農地法第 5 条案件 2 の申請は、議案書 7 ページから 1 0 ページ記載の 2 8 件です。受理した申請書は、農地法第 5 条 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

1 3 番。

1 3 番委員 1 3 番です。議案第 5 号、農地法第 5 条関係の 9 番と 1 6 番と 2 9 番です。

9 番の申請地は、北側が道路になっておりまして、西側の道路を挟んで住宅、南側は川と結構南東側が一体となって草地になっております。したがって、周

囲に与える影響はないと考えますので、審議の参考としてください。

それから、16番の申請地につきましては、農地に隣接して西側に住宅を構えている方が、ふだんはその畑を草刈り管理しておられて、通路、駐車場、庭とするために転用したいというところでありますので、問題はないと思います。審議の参考としてください。

それから、29番の申請地は、人が住んでいる地域でございまして、北側は道路を挟んで住宅、西側は今住宅を建設中のところがありまして、南側、東側は畑となっております。したがって、周囲に及ぼす影響はないと考えますので、審議の参考としてください。

以上です。

議長 ほかにありますか。

4番。

4番委員 4番です。議案5号、農地法第5条の1番と13番、14番のその3件です。まず、1番ですけれども、この場所1,800平米、非常に広い面積の。ただ、いまここは耕作放棄地というような形になっておりまして、ほとんどここを新たに〇〇さんが譲受人になるということで、非常に周りの人に聞いてみると、喜ばしいということで喜んでおります。後ろで田んぼを作っている人のほうへ、そこも確認したのです。そこもいいですよ、どうぞと。その隣に本当の耕作放棄地がありまして、その上で田んぼにちょうど植えている人に行き会って話を聞いたら、私構わないのだけれども、その隣にあるこの本当に木が生えて、どうにもなくなっているこの耕作放棄地を何とかしてくれって。申請についてはほとんど問題がないということで、周りの人の確認を取っております。

それから、13番の〇〇からすぐ下へ入っていくところ、その地域が〇〇地域と言われておりますけれども、そこを入れてすぐ〇〇があります。その裏の場所のこれは用地ですので、もうほとんど3種農地でもあるということで、ほとんど問題ないということになります。

それと、14番です。ここも〇〇という〇〇があります。その下にちょっと道路がありまして、その道路際のいわゆるこれ耕作放棄地というより、管理はあまりされていないような場所であります。これ太陽光ということで、問題はないと思いますので、審議の参照にさせていただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかにありますか。

10番。

- 10番委員 10番です。議案第5号、農地法第5条の23番ですが、〇〇より東方500mぐらい西側のほうに向かった右側、〇〇の手前右側なのですが、〇〇の作業のために露天資材置場、また駐車場、また作業員の臨時待機所ということで一時転用で7か月ということで、他の農地に与える影響もございませんので、よろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

11番。

- 11番委員 11番です。議案第5号の農地法第5条関係の3番と25番になります。
- まず先に、3番で太陽光発電用地の案件です。申請地は田んぼでありまして、申請人の話では2年前まで米作りをしていたということで、高齢になったので、体力的にも落ちてきたということで、今回の案件になりました。
- また、この田んぼを2年前作っておりまして、年に3回程度周りの方々、土地に迷惑かけてはいけないということで、草刈りを行っていたというところです。
- この土地の周辺の状況は、西側が〇〇で、フェンスが今現在敷設されております。北側は宅地1軒あります。東側というか、その隣が田んぼですが、その田んぼも今作っていないという状況であります。南側ですが、梅の木がありまして、今生産されている梅の木ということになっておりますが、隣接されておりますが、農地に与える影響はないと思われまますので、審議の参考としてください。
- 次に、25番です。25番についても、太陽光発電用地の案件です。申請地は市道に接している畑でありまして、現在耕作しておらず、雑草等は生えておらず整備されている土地であります。1軒周辺に宅地、住宅が1軒隣接しているのですが、それは空き家でした。周りは畑ですが、耕作していませんので、農地に与える影響はないと思われまますので、審議の参考としてください。
- 以上です。

議長 ほかにありますか。

14番。

- 14番委員 14番です。議案5号、農地法第5条申請の4番、5番、6番になります。
- まず、4番からです。耕作現在はしておりませんが、南側と西側が道路に挟まれておりまして、北東、東北側に太陽光がもう既に出来上がっておりまして、周りに影響はないと思われまますので、許可相当と思われまます。
- それと、5番。5番は申請者の自宅の隣に一応畑が、地目は畑になっているの

ですが、何も作っていないような状態です。これもほかに影響はないと思われますので、お願いをいたします。

それと、6番。6番は南側が太陽光、既にできています。それと、林があるのですが、これはすごい大木で、日当たりがほとんど期待できないような畑になっています。特に周りに問題はないと思いますので、参考にしてください。

以上です。

議長 ほかにありますか。

6番。

6番委員 6番です。農地法第5条申請のうち、24番と26番になります。

24番のほうなのですが、県道より南側の低いところに計画されている場所がありまして、実際に見てみると、耕作放棄地になっております。すぐ農地に与えるような影響もないと思われますので、問題ないと思います。

あと、26番なのですが、こちら宅地というか、住宅に囲まれているような場所でありまして、草刈り程度は管理されているようなのですが、特に周りの農地に影響はないと思われますので、審議の参考にお願いします。

議長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 8番です。農地法第5条関係は19番です。所有権移転贈与ということなのですけれども、この場所は〇〇の〇〇と〇〇の境。先ほど話した〇〇の〇〇の入っていくところの手前200mぐらいですか、随分前からこの場所はずっとこの譲渡人が草を刈ったり、除草剤をまいたりしていたのですけれども、今度は〇〇に譲るということで、周りのところ、場所、県道と川の境、間ですから、影響を及ぼすことはないと思いますので、参考にしてください。

以上です。

議長 ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第5号、農地法第5条の許可申請の7番、8番、17番、18番、21番になります。

まず、7番ですけれども、土地の分譲、それから通路の用地への転用ということで、この地区はこれ全体に〇〇というところが一括して開発造成を行っていたのですけれども、この開発エリアのちょうど中間ですか、南北の中央に残地といいますか、2mぐらいの幅の土地が残ってしまっていて、ちょうどこの造成地

を分断するような格好になっています。ということで、そのところを再度申請して、円滑に通行が南北にできるようにということで提案されていると思います。特にここ全体に住宅地ということで、特段問題はないかと思います。

それから次に、8番ですけれども、8番は土地分譲用地としての売買ですけれども、本人も体を患い、農業は無理だということで、それとともに最近周囲に商業店舗も大分開設されていまして、そこに売りたいということに、やむを得ない判断かなと思います。周囲への住宅、店舗等の問題はないかと思います。

次に17番ですけれども、太陽光の発電用地としての転用ということで、西側にはもう既に太陽光設備の設置がされていて、もう運転中なのです。この道下には水田がありまして、ただこのすぐ道下は水田なのですけれども、何か水田というよりは、畑地のような感じがしました、見た感じでは。その用地の中に、中央に2つ何かこの図面で水色のラインが走っているかと思うのですけれども、水が流れているというような感じがするのですけれども、実際このところを確認しましたところ、上流側から水が流れていくということではなくて、本当の枯れ側溝という感じがしました。

それから、周囲への影響ですけれども、特段西側も太陽光、その東は今回予定しているところもまた太陽光ということで、周囲への影響はないというふうに考えます。

それから、18番です。18番、先日現場見ていますが、建売分譲住宅用地としての転用ということで、西側には既に住宅がありまして、南側は〇〇があります。東側だけが畑があるのですけれども、特段ここに住宅ができて営農を妨げるということはないかと思います。

それから、最後ですけれども、21番ですけれども、21番は〇〇の西方に位置していまして、実際現場を確認したのですけれども、耕作放棄というか、隣の境もままならないような状況です。太陽光の発電用地として転用していくと。休耕しているのか放棄しているのかという状況のこの地域です。北側は下りの斜面になっていまして、ここに入る道は、軽トラがぎりぎり入るような細い道なのですけれども、太陽光屋根については大変かと思うのですけれども、周囲への営農影響、特に周りで農業をやっているところはなさそうなので、営農影響はないと思います。そういうことで審議の参考になればということで、よろしくお願いをいたします。

議長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 12番です。議案第5号、農地法第5条の許可申請の10番です。この土地は、昔家が建っていたのですけれども、今は更地になっております。ここ数年、〇〇では新築という言葉が出ておりませんので、新築をするという話で、珍しく驚いています。それから、この土地は一般住宅用地ということで、一応2種農地で特に問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。農地法第5条の関係の11番と15番、そして22番です。11番ですが、先ほど農地法第3条のほうで3番、4番で出たところですが、面積0.68、これが正しい数字かと思います。ですから、3条のほうの書類は間違っている。いずれにしても、ブルーベリーが植わっていて、草刈りが不十分。ブルーベリーがかわいそうという感じのところですよ。いずれにしても更新の申請です。

それと、あと15番。15番は、これ受け人は〇〇といいまして、〇〇で、本人は〇〇を専らやっている人間でして、何と自分のうちの庭も資材置場もそこも〇〇を造ってしまおうということで、いよいよ自分の資材置場がなくなってしまった。隣、休耕地空いているではないかということで、隣を何とかしたいということですね。特に農地としてはもう作っていないので、問題はないかなと思うのですが。

それと、22番。22番、図面を見て分かるように、三角形の場所で、軽トラックがやっと通れる程度の道が前にあります。反対側はきれいにもう既に田んぼで田植が終わっている田んぼがありますけれども、道路を挟んでおりますので、特に農作業の支障はないかなと思います。道路は狭いですが。審議の参考にさせていただきたいと思います。

議長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。議案第5号、農地法第5条の27番と28番です。これは同じ物件なのですけれども、自分のパトロール道路の真横のところなので、あれなのですけど、これを見ると、〇〇で適当に使っていいよという形で恐らく使っていたのだと思われるような内容なのですけれども、今回ここを分譲住宅にすると

いうことになって、売却するということになって、分筆をして確認をし出したら、前々回ですか、お招きした業者さんですけれども、それで恐らく業者さんのほうもかなりシビアになったのだと思うのですけれども、そういうことでシビアにやってもらえるようになるのが一番いいのですけれども、そうしたらやっぱり始末書が一応出ていますけれども、農地転用は完全にし切れていなかったということが発覚したので、今回あえてし直すということになりましたので、特に問題はないと思います。

以上です。

議 長 27番のほうはいいのですか。

7番委員 27番と28番は、だから同じ、同じというのであればけれども、関連しているのですよね。27番と28番の人の。

議 長 今の説明は28番に対する説明ですよ。27番に対する説明は。

7番委員 27番に対する説明は、どんどん周りの農地に影響してくるような場所ではありませんので、問題はありません。

議 長 ほかにありますか。

1番。

1番委員 1番です。議案第5号の農地法第5条関係の2番と20番。

2番のほうは、先日18日に現地調査をしてもらいました。露天駐車場、資材置場ということですけど、それ以外に今耕作放棄になっておりましたけれども、これできれいになるのではないかという、周辺の農地には特段問題はないと思います。

それと、20番。〇〇の〇〇のところでございます。年々宅地化が進んでまいりまして、この案件も一般住宅用地ということで、だんだん宅地化ではないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

議案第5号案件2番、番号1番から11番、13番から29番について、審査班に審査を付託したいと思います。

1班に1番から10番の10件、2班に11番と13番から20番の9件、3班に21番から29番の9件、以上合計28件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わり次第再開とします。

(休憩午後 2 : 5 6)

(書類審査)

(再開午後 3 : 1 2)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第4号、農地法第4条関係の1番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、議案第4号1番の案件申請者から説明を求めます。

なお、この書類が、写真が、先ほど言った枯れているところ及び苗がなかったところへの補植が昨日の時点で完了したという報告書とその証明写真になります。

(議案第4号1番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

1番申請者 ○○の○○と申します。代表をしております。よろしくお願いいたします。

1番申請者 同じく○○の○○と申します。よろしくお願いいたします。

事務局 よろしくをお願いいたします。

1番申請者 私のほうからご説明申し上げます。

営農型下部農地定植改善計画書というのを安中市○○、こちらで営農型太陽光をさせていただいております。太陽光パネルの下に櫛という神事に使う植物を育てさせていただいております。こちらがご指摘受けた壊死した、枯れてしまった苗、これは原因は、すみません、私どもの不注意で草刈り時に刈払機で幹を傷めてしまい、そこから水分が抜けてしまって壊死してしまったということが原因だと思われます。

今後の改善策としては、壊死した苗については、昨日撤去いたしまして、昨日新しい苗を購入しまして、植えさせていただいております。今後は刈払機に代えて、小型ハンマーナイフを使いまして、あとは幹の近くは手刈りをさせていただくようにしたいと。

1番申請者 2枚目の写真のところに、ちょっと赤いのがついていますので、幹に当たらないのですね、これを使うと。それなので、これで幹の近くはきれいにしようということで、改善いたします。

- 1 番申請者 今後同じようなことが起きないように十分注意して営農していきたいと思いますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。
- 以上になります。
- 1 番申請者 よろしく願いいたします。
- 議 長 よろしいですか。全体。
- 1 番申請者 はい。
- 議 長 はい、分かりました。
- 申請者の説明が終わりました。
- 質問のある方はお願いします。
- 2 番。
- 2 番委員 2 番です。今日のご苦労さまです。ちょっと質問なのですが、回答書でハンマーナイフを使って周りを手刈りをするという話なのですが、実際にこの作業をやるのは従業員の方。
- 1 番申請者 はい。
- 2 番委員 その従業員の方がどんな教育を受けて、作業手順を追って、この刈り払いをしているのかというのが問題だと思うのです。それなので、1 つは従業員に対してこういう手順で、写真でもスライドでもいいのですが、こういう手順をもってこういう機械でこの作業をやりなさいよという何か作業手順書みたいな、企業ではありませんけれども、そんなのがあれば、こういうことも起きないのではないかなというふうに思います。
- それからもう一点、これは私のアイデアなのですが、木の幹をひもで刈ってしまったと。刃でも刈りますけれども、基本的にはこの間我々が見たのはひもで樹皮を剥がしてしまったということで、その養分が途中で止まっているから枯れてしまったと、樹皮がむき出しになってしまったものですから。そんなので、1 つは塩ビのホース、25φとか30φぐらいの塩ビのホースってあるのですが、それを10cmぐらい切って、それを縦割りにして、それをリング状に合わせてこのところを針金で1回留めると、きれいにひもが回っても樹皮をむくようなことはないので、うちなんかでもそんな作業をやりま
- す。
- それからあとは、塩ビがちょっと高いなという話であれば、竹を割って、竹で2つを合わせて縛ってもらってもいいかと思えますけれども、そんな細工が1つあると思いますので、ちょっとその辺も検討してください。

1 番申請者 ぜひそこはそうようにご指導いただきまして、ありがとうございます。

2 番委員 それから、もう一点なのですけれども、この間現場確認したときに、土壌表面が大分陥没していて、どういうことになっているのだという話で、皆さん行った方が心配していたのです。それについても作業上、作業員があそこへ落ちるほど、落ちて骨折するほどの陥没状態なものですから、ちょっとその辺今後どんなふうにそこを修正するのかというのも、ちょっと検討項目として1つ言っておきたいというふうにお願いしたいと思います。

もう一点なのですけれども、これは私も正確な話ではないのですけれども、あそこは桑園跡に太陽光パネルを設置しているのですよね。

議 長 桑園、桑。

2 番委員 桑畑。

1 番申請者 桑畑。

2 番委員 桑畑ですね。それで、1つはその櫛が枯れているという話で、機械的に刈ってしまって枯れたというのもあるのですけれども、もう一つ、桑園の中に白紋羽病というのがあるのですよ。それは桑の木の根っこに細菌、糸状の白い細菌がつくのですけれども、それが根をだんだん、だんだん食って行って、しまいには新しい新種が伸びなくて黄色くなって枯れ込むという病気なのです。

それも何かよくよく見たら、1本か2本ぐらひは何か、決してその幹を刈ってしまって枯れたのではなくて、そういうのもあるかなというふうにも思いましたので、ちょっと私がこの白紋羽に対して、こういう対策をなさいよというのは言えないのですけれども、資料か何か確認していただければ、対応を検討していただければと思います。

以上3点ですけれども、よろしくお願いいたします。

1 番申請者 ありがとうございます。

そうですね。まず、現状今作業をしていただいている方がインドネシアから来ていただける特定1号って、2号を持っていらっしゃる方で、農業経験はもう6年とか日本でもある方なので、日本語もコミュニケーションを取れますので、今ご指摘いただいたように、ちょっとマニュアル化していきたいと思います。

1 番申請者 インドネシア語でマニュアルをつくれますので。

1 番申請者 そのように今後指導してまいりたいと思います。

2点目ご指摘いただきました陥没してしまったところですね。

議 長 違う。2点目はカバー。

- 1 番申請者 失礼しました。塩ビの。
それは本当にぜひ。
- 2 番委員 塩ビでも竹でも構いませんので、被覆すると。
- 1 番申請者 それは早速。
- 1 番申請者 いい案だと思います。
- 1 番申請者 やらせていただきます。
- 議 長 いろんなところでも導入していますけれども。
- 1 番申請者 ありがとうございます。
- 1 番申請者 ありがとうございます。
- 1 番申請者 3 点目、陥没についてなのですが、まず当初あそこの農地で、ほかのところに水が流れないようにというご指導がありまして、ます池というか、ますを造らせていただいたのですけれども、そこにたまった水がちょっと地下で流れてしまって、ちょっともう土が落ちるような状態になってしまいましたので、早急にちょっとショベルカー、うちも〇〇に持っていますので、それを運んでまいりまして、そこの修復はもうさせていただくように計画しておりますので、ご心配いただいて、すみません、ありがとうございます。
- 2 番委員 よろしく願います
- 1 番申請者 はい。
- 議 長 よろしいですか。
- 2 番委員 はい。
- 議 長 ほかにありますか。
- 1 5 番 1 5 番。
- 1 5 番委員 私のうちにも櫛直径 2 0 c m ぐらい、高さ五、六 m のがあるのですけれども、かなり元気がいいです。だから、この辺では合っているのかなと思って見ていますけれども、昔はだから周り全部桑、桑畑です。今は全部梅にしてしまっていますけれども。
- 1 番申請者 ああ、そうですか。
- 1 5 番委員 昔は桑畑で、それで今日質問したいのは、この写真を見ると、太陽光の離隔エリアに一本も植わっていないのですけれども、これは何か意味があるのですか。パネルの直下は何で植えないのかな。
- 1 番申請者 ちょっとよろしいですか。
- 議 長 いいですよ。

- 1 番申請者 すみません。ちょっとその櫛ですとか、櫛ですとかを育てるときに、専門業者の〇〇というところでご指導を受けているのが、少し雨水がかかるように、直接かからないで、雨水がちょっとかかるようなということで指導を受けていまして、そのようにちょっと。直射日光にはあんまり強くないということなので。
- 1 番申請者 商品として、色があるから、ちょっと白くなるということでは言われたのだけれども。
- それは商業的なところなので、育たなくはないのだよね。
- 1 番申請者 そうですよ。
- 議 長 15 番。
- 15 番委員 そうすると、離隔エリアだと直射日光が当たるパネルの下ではないから。そうすると、葉っぱの色が赤くなる。
- 1 番申請者 そうですね。焼けてしまったりとか。
- 1 番申請者 白っぽくなる。
- 1 番申請者 緑が濃いほうが価値がある。
- 1 番申請者 緑が濃いほうが高く売れるというようなことなのですから。
- 15 番委員 先ほどもところどころくぼ地がある、くぼ地ができてしまうということは、地下水にこの水道ができてしまって空洞を生じる。
- 1 番申請者 それがちょっと考えられますね。そこもちょっとユンボで探りながら対応します。
- 15 番委員 ああ、そうですか。
- 1 番申請者 はい。
- 15 番委員 分かりました。どうもありがとうございます。
- 議 長 ほかにありますか。
- 17 番委員 なければ、17 番から。
- 今日はどうもご苦労さまです。2 番委員さんのほうからいろいろ提案がありましたので、ぜひご利用いただいて、カバーというのはもう随分前から皆さんやっていることで、今日勉強になったと思いますので、よろしく導入してください。
- 我々もこれ見に行ったときに、最初草刈り機で刈っているのだと思ったら、ビニールが1本ぽんと落ちこちていたんで、ああ、これは駄目だなと。あれでやったら絶対に、樹皮がやっぱり剥げて固まっている状況が見えたので、今度改善計画が出ていますので、それはそれでやっていただきたいと思います。

そもそも論から話したいのですが、この6月の25日の総会で申請を出してきているわけですね。できれば申請をする前に補植を終わって出していただければ、そもそも今日来ていただかなくても済んだかなということもありますので、3年後がまたありますので、3年後このようなことがないように、ぜひお願いしたい。ほかのところはよく管理されている会社だと思っていますので、ぜひ今後もしっかり管理していただきたいと思います。

以上です。

議 長 ほかになければ。

5 番。

5 番委員 5 番です。この写真なのですけども、先ほどひもで刈ったと言いましたけれども、この写真は刃で切った形ですよ。

1 番申請者 そうですね。刃とひもと。

議 長 両方やったのか。

1 番申請者 両方使って。

5 番委員 両方やったのですか。

1 番申請者 結構目立ってしまったので。

5 番委員 分かりました。

1 番申請者 すみません。以後もうやらないようにしますので。

議 長 今度はカバーするからね。

ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

どうもご苦労さまでした。

(議案第4号1番案件申請者退出)

議 長 ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 3:28)

(意見取りまとめ)

(再開午後 3:28)

議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

2 班。

2 班班長 8 番です。すみません。1 つ確認がある。これは第 1 号議案保留分と、それからその後の農地法の第 3 号議案のというふうに分けてということですか。

議 長 もちろん、もちろん。議案第 1 号、議案第 1 号に対する書類審査結果の発表です。報告をお願いします。

2 班班長 8 番です。2 班に付託されました議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、3 番、4 番の 2 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3 班。

3 班班長 3 番です。3 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、1 番から 2 番の 2 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 1 号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第 1 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について（保留分）については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第 2 号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

議案第 2 号です。

2 班。

2 班班長 8 番です。議案第 2 号の保留分になります。2 班に付託された件数は、2 番の 1 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査しました結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 3 班。

3 班班長 3 番です。3 班に付託された議案第 2 号、農地法第 5 条関係は、1 番の 1 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。
これより議案第 2 号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。
これより議案第 2 号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について（保留分）は、審査班の報告のとおり決定しました。
次に、議案第 3 号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1 班。 1 班班長 2 番です。農地法第 3 条関係ですけれども、1 班に付託された議案第 3 号、農地法第 3 条の関係は、6 番から 10 番の 5 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2 班。

2 班班長 8 番です。農地法第 3 条、審査班に付託されましたのは、1 番から 5 番の 5 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
以上です。

議 長 3 班。

3 班班長 3 番です。3 班に付託された議案第 3 号、農地法第 3 条関係は、11 番から 15 番の 5 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要

件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第4号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 2番です。1班に付託された議案第4号、農地法第4条関係は、1番から2番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。ただし、1番につきましては、種々の対策案がありましたので、それを今度とも展開していくという条件つきでお願いいたします。

議 長 2班。

2班班長 8番です。農地法第4条関係です。2班に付託されました議案第4号、農地法第4条関係は、3番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査しました結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 3班。

3班班長 3番です。3班に付託された議案第4号、農地法第4条関係は、4番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第4号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第４号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第４号、農地法第４条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第５号案件１、番号１２番に対する審議に入りますが、本件は２番委員が農業委員会に関する法律第３１条第１項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、２番委員の退室を求めます。

（２番委員退場）

議 長 それでは、議案第５号案件１、番号１２番の審査結果について、２班の報告を求めます。

２班班長 ８番です。農地法第５条関係、２班に付託された１２番の関係です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第５条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第５号案件１、番号１２番に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第５号案件１、番号１２番に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第５号案件１、番号１２番、農地法第５条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

ここで、２番委員の議事参与を認め、入室を許可します。

（２番委員入場）

議 長 次に、議案第５号案件２、番号１番から１１番、１３番から２９番に対する書

類審査結果について各班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 2 番です。1 班に付託された議案第 5 号、農地法第 5 条の関係は、1 番から 10 番の 10 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2 班。

2 班班長 8 番です。2 班に付託されました議案第 5 号、農地法第 5 条関係は、11 番、13 番から 20 番の 9 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 3 班。

3 班班長 3 番です。3 班に付託された議案第 5 号、農地法第 5 条関係は、21 番から 29 番の 9 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 5 号案件 2、番号 1 番から 11 番、13 番から 29 番に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第 5 号案件 2、番号 1 番から 11 番、13 番から 29 番に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 5 号案件 2、番号 1 番から 11 番、13 番から 29 番の農地法第 5 条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。次に、日程第 8、議案第 6 号、農用地利用集積等促進計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 6 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、以下の農用地利用集積等促進計画（案）について、群馬県農業公社へ要請してよろしいか審議願いたい。

令和 8 年 6 月 25 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、議案書 11 ページ記載の 1、中間管理権設定関係記載の 1 から 24 番及び議案書 12 ページ記載の 2、賃借権又は使用貸借権による権利の設定関係 1 から 9 番記載の計 33 件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案に対して質問がありましたらお願いします。

よろしいですか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 6 号、農用地利用集積等促進計画の承認については、原案のとおり承認し、群馬県農業公社へ要請することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和 8 年第 6 回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

時に午後 3 時 45 分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 8 年 6 月 25 日

安中市農業委員会会長

8 番委員

9 番委員